

# 土壌制度小委員会ヒアリング資料

2016年5月20日

確かなものを 地球と未来に

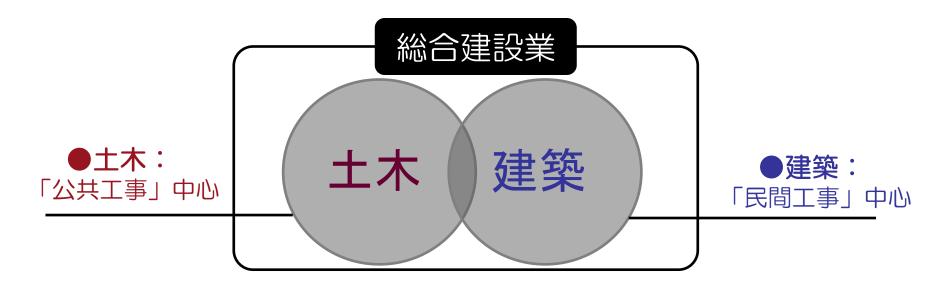
一般社団法人日本建設業連合会

JAPAN FEDERATION OF CONSTRUCTION CONTRACTORS

# (一社)日本建設業連合会とは

- (一社)日本建設業連合会は、全国的に建設工事を営む企業及び 建設業者団体の連合会。
- 法人会員139社+団体会員5団体、特別会員7社で構成。
- 建設業界全体における当会会員の完成工事高\*1比率は約30%\*2

\*1:年度内に引渡しが完了した工事の請負金額 \*2:平成24年建設工事施工統計調査報告より (参考:建設業許可業者数 約47万社)



# 現行法制度における要望事項と事例①

### 【要望事項】

## 届出から区域指定に係るプロセスの見直しについて①

(該当条文:法第4条第1項及び第2項)

法第4条では、一定規模(3,000m²)以上の土地の形質変更を行う場合、土地の形質変更の着手30日前までに届出を行うものとされている。しかしながら、自治体によっては申請者に法定事項以外に汚染のおそれの判断資料の提出が要求され、届出作成に期間がかかる場合がある。さらに現状では、届出後に法第4条第2項に係る調査命令を発出するまでの期間が不確定な状況になっている。工事計画を策定するためにも、法第4条届出から調査命令までの期間を明確に設定すべきと考える。

#### (理由)

実際に土地の形質変更実施者である建設業者は、その土地において建設する各種構造物を発注者へ決められた期間内に引き渡すことを請負っている。このため、申請から工事着手に要する期間の不確定さは、事業中止等による計画変更や工期延伸などにより施工者が大きな負担を被ることになりかねない。

#### 【事例】

- ①届出後40日に工事着手したが、その後に調査命令が発出され、調査のための工事中断による工期の延伸が生じた。
- ②法第4条届出の際、汚染のおそれの判断資料を届出者に要求されたが、資料収集に時間を要した上、提出後に汚染のおそれの解釈について自治体との協議を複数回にわたって 重ねる状況が生じた結果、手続きに非常に長い時間を費やした。

# 現行法制度における要望事項と事例②

### 【要望事項】

## 届出から区域指定に係るプロセスの見直しについて②

(該当条文:法第3条、法第4条、法第6条、法第11条)

法第3条及び4条の土壌汚染状況調査で汚染が確認された場合、<u>行政への土壌汚染調</u> <u>査報告から区域指定されるまでに要する期間が定められていない</u>。速やかな措置を行う ためにも、明確に期間を設定するべきと考える。

#### (理由)

法令の調査結果報告後、区域指定までの期間が定められていないため、措置の施行に 速やかに着手できない場合があった。また、期間の見通しが立たずに事業の見直しをせ ざるを得ない場合もある。

#### 【事例】

- ①調査実施後、調査結果を自治体に報告したが、要措置区域か形質変更時要届出区域かの 指定がなされるまでに1年かかってしまった。最終的に要措置区域となったが、工期延 伸はともかくも、直ちに措置を講じなければならない要措置区域において、結果として 措置実施まで1年間、人への健康リスクが放置されたままの状態になるとともに、事業 の着手目途が立たない状態が生じた。
- ②区域指定に数ヶ月かかるとのことから、区域指定前に工事着工するため、適切な工事計画(法第12条届、法第16条届)を提出しようとしたが、所轄自治体に受理されずに大幅な工期延伸が生じた。

## 現行法制度における要望事項と事例③

### 【要望事項】

### 要措置区域等における施行方法の緩和について

(該当条文:告示第53号、54号、ガイドラインApp.-12,13)

土地の形質の変更を行う場合の施行方法において、「形質変更時要届出区域」の一般管理区域では、要措置区域と同様の告示第53号に基づく施行方法で行うよう「ガイドライン」へ記載されている。<u>地下水経由で健康リスクが生ずるおそれの無い</u>とされた一般管理区域においては、埋立地管理区域と同様に告示第54号または同程度の基準に基づいた施工方法とするべきである。

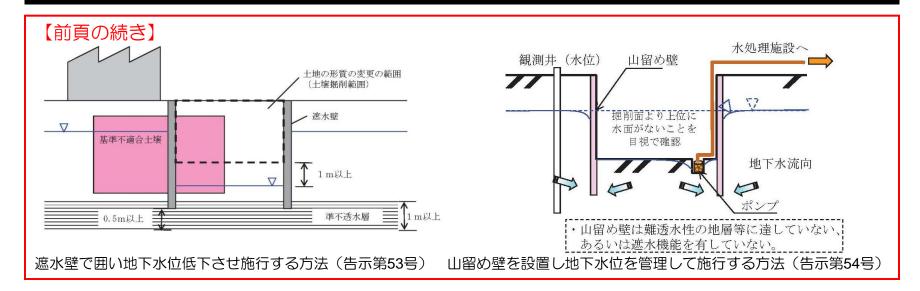
要措置区域等の形質変更時には、準不透水層まで遮水壁を設置し、地下水への影響を遮断した状況で掘削工事等を行うことが求められている(App.-12)。一般管理区域は地下水への影響を監視しながら、形質変更を実施できるような"埋立地管理区域"に対する施行方法(App.-13)の採用も可能な形にしていただきたい。

#### (理由)

一般管理区域にも関わらず、要措置区域と同様の取扱いとなっており、その妥当性をきちんと検討すべきである。告示第53号に基づく施行方法では、工事期間の延伸や土地形質変更工事に伴う経費増大など、施工上の負担のみならず、事業凍結や開発計画中止を招くなど、大きな懸念事項と認識している。

実際、形質変更時要届出区域内で杭の打設を行う場合において、告示第53号に基づく施行方法の妥当性について発注者の理解が得られない状況が生じている。現状、汚染状態や地盤条件によっては、ケーシングを設置せずとも一般的な杭打設方法であるセメントミルクまたはベントナイト等で孔壁を保つような施工方法をとることが、自治体によって汚染の拡散をもたらさない方法として認められているケースが数多く見られる。

# 現行法制度における要望事項と事例③



#### (事例)

- ①地下3mまでの掘削工事であったが、「形質変更時要届出区域」の一般管理区域(溶出量基準超過)であることから、地下20mにある準不透水層まで遮水壁設置後の工事となり、工期が著しく延伸した。
- ②一般管理区域(溶出量基準超過)の指定解除のため、地下1mまでの汚染土壌の掘削除去であったが、地下水位が浅かった(地下1m付近)ので、地下10mにある準不透水層まで遮水壁設置後の工事となり、工事費用の大幅増加から計画を断念した。

## 現行法制度における要望事項と事例④

### 【要望事項】

### 土地の形質変更届出対象範囲の適正化について

(該当条文:法第4条第1項)

法第4条の届出対象となる土地の範囲については、これまでの土地の利用用途や工事内容等を勘案し、部分的、かつ小規模な掘削しか伴わないような工事においては、法第4条第1項第1号に規定する「軽易な行為その他の行為」に含めるなど、形質変更届出対象範囲を適正化していただきたい。

#### (理由)

現行法第4条では、一定規模以上の土地の形質変更を行う場合、その届出の対象となる土地における利用用途や工事内容等を区別せず、同条第1項第1号(省令第25条で規程)で規程するもの以外、全ての土地が対象となっている。そのため、当該土地の部分的で小規模な掘削のみの形質変更行為が含まれることによって、全て同一の対応が求められるなど、非効率なものとなっている。

#### 【事例】

①汚染のおそれの蓋然性の低い土地におけるメガソーラーの設置や駐車場整備などで 3,000m²以上の土地の形質変更を行う場合、大部分が舗装や土砂の搬出を伴わない地面 の不陸調整のような「土壌汚染が存在するとしても拡散するおそれが小さい」と想定される行為であったが、周囲のフェンスや電柱を設置するために深さ50cm以上の穴を掘らなければならない工事が含まれたため、舗装や不陸調整の部分までもが届出の対象となってしまった。

## 現行法制度における要望事項と事例⑤

### 【要望事項】

### 指定区域の単位区画間における土壌移動について

(該当条文:「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌

汚染対策法の施行について 第5.1.(2) (H23.7.8通知)」)

同一敷地内において、基準不適合により区域指定された複数の単位区画が相互に接した状態になっていない場合、法第14条申請に基づく区域指定の取得のみによって区域間の移動が可能となるが、同一敷地内での区域指定された汚染土壌の区域間移動を認め、法第14条の申請による区域指定を不要としていただきたい。

#### (理由)

飛び地となっている他の単位区画への汚染土壌の移動は出来ないことから、法第14条の区域指定申請を行わない場合は、直接汚染土壌処理施設まで搬出しなければならない。掘削した汚染土壌が移動できないことに伴い、工事期間延伸やそれに伴う経費増などの課題が生じる。さらに、敷地内において土壌汚染の除去措置が可能であっても、同様の課題が支障となり、結果として敷地外への搬出処理をすることにつながる。

#### 【事例】

①汚染土壌を敷地内移動させるために、汚染の無い場所において法第14条の申請を行ったが、措置完了後に改めて区域指定解除のための土壌調査を実施した。

汚染土壌の掘削を行う場合は、運搬経路等の地表面を敷鉄板や浸透防止シートで覆うことで飛散防止対策を行っており、新たな汚染のおそれがないにも関わらず、指定解除のための土壌調査や手続き、解除されるまでの期間を待つことが工事上の負担となった。

# 現行法制度における要望事項と事例⑥

### 【要望事項】 認定調査の緩和措置について

(該当条文 法第16条(汚染土壌の搬出時の届出及び計画変更命令)

同条第1項第1号:当該汚染土壌の特定有害物質による汚染状態)

要措置区域等外へ土壌を搬出する場合、当該土壌は汚染土壌として扱われるが、法第16条に基づく「認定調査」によって基準適合と認定されれば、法の規制対象外となる。しかしながら、認定調査では区域指定項目だけでなく、特定有害物質全てが調査対象となったり、深さ1mごとの認定を受けなければならないなど、調査負担増を招くことから、認定調査においては、区域指定項目のみとしたり、土地の形質の施行方法を考慮した合理的な仕組みとしていただきたい。

#### (理由)

土壌汚染状況調査による基準適合が確認されている項目まで調査対象となることは合理性に欠けるとともに、認定調査への敬遠に繋がり、結果として、汚染の無い土壌まで汚染土壌処理施設へ搬出するなど、処理費用増や施工上の負担が生じる。また、今後、集中的に汚染土壌の搬出工事が発生した場合、汚染土壌処理施設の処理能力を超える事態が発生するおそれもある。

#### (事例)

①「認定調査」を行うことにより、工事計画の見直しを伴うことが懸念されたことから、 発注者の意向で、認定調査を行わずに全ての掘削土壌を汚染土壌として搬出することと なった。